令和6年10月1日以降に起工起案する工事等に適用する 積算基準対照表【機械設備編】

令和6年10月1日以降に起工起案する工事及び業務から適用する積算基準を改定します。 積算基準は、国土交通省の積算基準書等(令和6年度版)に準拠しますが、一部事項について、 下記に記載のとおりとしますので、使用にあたっては留意してください。

○【基準図書④】国土交通省機械設備工事積算基準 令和6年度版

基準書ページ (※)	国土交通省適用	長野県適用
(該当箇所)		
$-5-(2\cdot 1)\cdot 1)$	・ この積算基準は、各地方整	この積算基準は、長野県建
(第2 適用範囲)	備局及び北海道開発局所管	<u>設部が所管する工事</u> の治水
	の直轄工事の治水事	事業、・・・。
	業、・・・。	
$-39-(2 \cdot (3 \cdot 35) \sim$	工事価格に係る・・・含まな	· <u>「国土交通省土木工事標準</u>
-40-(2 · ① · 36)	<u>いものとする。</u>	積算基準書(共通編)令和6
([解] 6 材料費等の		年度版(長野県建設部適
価格等の取扱い)		用)」の「第2章 工事費の
		積算 ①直接工事費 1材
		<u>料費」に準じるものとする</u> 。
	• (1)•••	・全て削除。
	· (2) · · · 。	・全て削除。

※基準書ページ: 国土交通省機械設備工事積算基準 令和6年度版 一般財団法人 建設物価調査会 発行のページ